

【案】

柏崎市地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和8年（2026年）月修正

新旧対照表

柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）

目次

修正前	修正後	修正理由
(略)	(略)	
第1章 総則 第1節～第5節 (略) 第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲 3 1 即時避難区域 2 避難準備区域	第1章 総則 第1節～第5節 (略) 第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲 3 1 <u>予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)</u> 2 <u>緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)</u>	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
第7節～第9節 (略)	第7節～第9節 (略)	
(略)	(略)	
第3章 緊急事態応急対策 第1節～第5節 (略) 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動 61 1～4 (略) 5 避難の際の住民等に対する <u>スクリーニング</u> 等の実施 6～15 (略)	第3章 緊急事態応急対策 第1節～第5節 (略) 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動 61 1～4 (略) 5 避難の際の住民等に対する <u>避難退域時検査</u> 等の実施 6～15 (略)	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
第7節～第13節 (略)	第7節～第13節 (略)	
(略)	(略)	

第1章 総則

修正前	修正後	修正理由																
<p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</p> <p>1 即時避難区域</p> <p>即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域、P A Z : Precautionary Action Zone、以下「即時避難区域（P A Z）」という。）は、発電所からおおむね半径5キロメートル圏の次の地区コミュニティの区域とする。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">原子力災害対策重点区域</td></tr><tr><td>即時避難区域（P A Z）</td><td>高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区</td></tr></table> <p>即時避難区域（P A Z）は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準である緊急時活動レベル（以下「E A L」という。）に応じて、放射性物質が環境中に放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難準備区域</p> <p>避難準備区域（緊急防護措置を準備する区域、U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone、以下「避難準備区域（U P Z）」という。）は、即時避難区域（P A Z）を除く全ての地区コミュニティの区域とする。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">原子力災害対策重点区域</td></tr><tr><td>避難準備区域（U P Z）</td><td>即時避難区域（P A Z）を除く全地区</td></tr></table> <p>避難準備区域（U P Z）は、確率的影響のリスクを低減するため、E A Lや運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。</p> <p>(略)</p>	原子力災害対策重点区域		即時避難区域（P A Z）	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区	原子力災害対策重点区域		避難準備区域（U P Z）	即時避難区域（P A Z）を除く全地区	<p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）</p> <p>予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone、以下「P A Z」という。）は、発電所からおおむね半径5キロメートル圏の次の地区コミュニティの区域とする。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">原子力災害対策重点区域</td></tr><tr><td>P A Z</td><td>高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区</td></tr></table> <p>P A Zは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準である緊急時活動レベル（以下「E A L」という。）に応じて、放射性物質が環境中に放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）</p> <p>緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone、以下「U P Z」という。）は、P A Zを除く全ての地区コミュニティの区域とする。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">原子力災害対策重点区域</td></tr><tr><td>U P Z</td><td>P A Zを除く全地区</td></tr></table> <p>U P Zは、確率的影響のリスクを低減するため、E A Lや運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。</p> <p>(略)</p>	原子力災害対策重点区域		P A Z	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区	原子力災害対策重点区域		U P Z	P A Zを除く全地区	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
原子力災害対策重点区域																		
即時避難区域（P A Z）	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区																	
原子力災害対策重点区域																		
避難準備区域（U P Z）	即時避難区域（P A Z）を除く全地区																	
原子力災害対策重点区域																		
P A Z	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区																	
原子力災害対策重点区域																		
U P Z	P A Zを除く全地区																	

修正前	修正後	修正理由												
<p>なお、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、このうち、原子力災害対策重点区域について、本市のほか、<u>即時避難区域（P A Z）</u>を刈羽村、<u>避難準備区域（U P Z）</u>を長岡市的一部、小千谷市、十日町市的一部、見附市、燕市的一部、上越市的一部、出雲崎町とし、<u>避難準備区域（U P Z）</u>の外の地域を<u>放射線量監視地域（U P Z外）</u>としている。</p> <p>第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒事態</p> <p>(略)</p> <p>「施設敷地緊急事態要避難者」とは、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を有する者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <p>イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p> <p>第8節 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th><th>連絡窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏崎市消防本部 柏崎市消防団</td><td> 1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急及び救助活動の実施に關すること 5 発電所を含む<u>即時避難区域（P A Z）</u>及び<u>避難準備区域（U P Z）</u>の消火活動に關すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に關すること </td><td>消防総務課</td></tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	柏崎市消防本部 柏崎市消防団	1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急及び救助活動の実施に關すること 5 発電所を含む <u>即時避難区域（P A Z）</u> 及び <u>避難準備区域（U P Z）</u> の消火活動に關すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に關すること	消防総務課	<p>なお、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、このうち、原子力災害対策重点区域について、本市のほか、<u>P A Z</u>を刈羽村、<u>U P Z</u>を長岡市的一部、小千谷市、十日町市的一部、見附市、燕市的一部、上越市的一部、出雲崎町とし、<u>U P Z</u>の外の地域を<u>U P Z外</u>としている。</p> <p>第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒事態</p> <p>(略)</p> <p>「施設敷地緊急事態要避難者」とは、<u>P A Z</u>内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を有する者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <p>イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p> <p>第8節 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th><th>連絡窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏崎市消防本部 柏崎市消防団</td><td> 1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急及び救助活動の実施に關すること 5 発電所を含む<u>P A Z</u>及び<u>U P Z</u>の消火活動に關すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に關すること </td><td>消防総務課</td></tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	柏崎市消防本部 柏崎市消防団	1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急及び救助活動の実施に關すること 5 発電所を含む <u>P A Z</u> 及び <u>U P Z</u> の消火活動に關すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に關すること	消防総務課	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口												
柏崎市消防本部 柏崎市消防団	1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急及び救助活動の実施に關すること 5 発電所を含む <u>即時避難区域（P A Z）</u> 及び <u>避難準備区域（U P Z）</u> の消火活動に關すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に關すること	消防総務課												
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口												
柏崎市消防本部 柏崎市消防団	1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急及び救助活動の実施に關すること 5 発電所を含む <u>P A Z</u> 及び <u>U P Z</u> の消火活動に關すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に關すること	消防総務課												

修正前		修正後		修正理由				
(略)		(略)		文言の修正				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</td><td>災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること 災害時における緊急通話の確保に関すること</td></tr> </tbody> </table>				機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指 定 公 共 機 関 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること 災害時における緊急通話の確保に関すること	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱							
指 定 公 共 機 関 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること 災害時における緊急通話の確保に関すること							
(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 NTT東日本株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</td><td>災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること 災害時における緊急通話の確保に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指 定 公 共 機 関 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 NTT東日本株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること 災害時における緊急通話の確保に関すること	(略)	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱							
指 定 公 共 機 関 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 NTT東日本株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること 災害時における緊急通話の確保に関すること							
その他 の 他 の 公 共 的 團 體 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	株式会社柏崎日報社 朝日新聞柏崎通信局 読売新聞柏崎通信部 毎日新聞社柏崎通信部	災害時における広報活動に関すること	株式会社柏崎日報社 朝日新聞柏崎通信局 読売新聞柏崎通信部 毎日新聞社柏崎通信部	災害時における広報活動に関すること				
	えちご中越農業協同組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 新潟県農業共済組合中越支所 柏崎地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合柏崎支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること	えちご中越農業協同組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 新潟県農業共済組合中越支所 柏崎地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合柏崎支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること				
	柏崎商工会議所 柏崎市商工会	1 災害情報の各種措置の伝達に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること	柏崎商工会議所 柏崎市商工会	1 災害情報の各種措置の伝達に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること				
	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関すること 2 ボランティアの斡旋及び調整に関すること	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関すること 2 ボランティアの斡旋及び調整に関すること				
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること				
	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 灾害時のこころのケアに関すること				
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 灾害時における負傷者等の医療救護に関すること	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 灾害時における負傷者等の医療救護に関すること				
	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 柏崎市指定排水設備組合	災害時における応急復旧の協力に関すること	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 <u>(削除)</u>	災害時における応急復旧の協力に関すること				
	(略)	(略)	(略)	文言の修正				

修正前	修正後	修正理由																																								
<p>第9節 用語の解説</p> <p>この計画における主な用語は、次のとおりとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>解説</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>スクリーニング</u></td><td>放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>E A L</td><td>緊急時活動レベル (Emergency Action Level) のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。</td></tr> <tr> <td>O I L</td><td>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態要避難者</td><td>P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者。 ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>防災業務関係者</td><td>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、<u>スクリーニング</u>、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内</td></tr> </tbody> </table>	用語	解説	(略)		<u>スクリーニング</u>	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査。	(略)		E A L	緊急時活動レベル (Emergency Action Level) のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。	O I L	運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。	(略)		施設敷地緊急事態要避難者	P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者。 ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者	(略)		防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、 <u>スクリーニング</u> 、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内	<p>第9節 用語の解説</p> <p>この計画における主な用語は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>解説</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>避難退域時検査</u></td><td>放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査 <u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>E A L</td><td>緊急時活動レベル (Emergency Action Level) のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準 <u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>O I L</td><td>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準 <u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態要避難者</td><td>P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者 <u>(削除)</u> ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>防災業務関係者</td><td>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、<u>避難退域時検査</u>、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内</td></tr> </tbody> </table>	用語	解説	(略)		<u>避難退域時検査</u>	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査 <u>(削除)</u>	(略)		E A L	緊急時活動レベル (Emergency Action Level) のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準 <u>(削除)</u>	O I L	運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準 <u>(削除)</u>	(略)		施設敷地緊急事態要避難者	P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者 <u>(削除)</u> ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者	(略)		防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、 <u>避難退域時検査</u> 、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し 誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>
用語	解説																																									
(略)																																										
<u>スクリーニング</u>	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査。																																									
(略)																																										
E A L	緊急時活動レベル (Emergency Action Level) のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。																																									
O I L	運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。																																									
(略)																																										
施設敷地緊急事態要避難者	P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者。 ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者																																									
(略)																																										
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、 <u>スクリーニング</u> 、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内																																									
用語	解説																																									
(略)																																										
<u>避難退域時検査</u>	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査 <u>(削除)</u>																																									
(略)																																										
E A L	緊急時活動レベル (Emergency Action Level) のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準 <u>(削除)</u>																																									
O I L	運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準 <u>(削除)</u>																																									
(略)																																										
施設敷地緊急事態要避難者	P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者 <u>(削除)</u> ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者																																									
(略)																																										
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、 <u>避難退域時検査</u> 、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内																																									

修正前	修正後	修正理由
<p>において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。</p>	<p>において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等 <u>(削除)</u></p>	誤記修正
<p>緊急事態応急対策</p> <p>原災法第 26 条第 1 項第 1 号から第 8 号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。</p> <p>（緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）</p>	<p>緊急事態応急対策</p> <p>原災法第 26 条第 1 項第 1 号から第 8 号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策 <u>(削除)</u></p> <p>（緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）</p>	誤記修正

第2章 原子力災害事前対策

修正前	修正後	修正理由
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)	
第4節 原子力防災専門官との連携	第4節 原子力防災専門官との連携	
<p>市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。</p>	<p>市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。</p>	言い換えは記載済のため文言修正
第5節 原子力防災に関する知識の普及啓発	第5節 原子力防災に関する知識の普及啓発	
1～6 (略)	1～6 (略)	
7 食料・物資の備蓄、調達供給活動	7 食料・物資の備蓄、調達供給活動	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 備蓄、調達及び輸送体制の整備	(2) 備蓄、調達及び輸送体制の整備	
<p>市は、県、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資を確保するため、あらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>市は、県、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資を確保するため、あらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備する。</p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p>	防災基本計画の反映
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
8～9 (略)	8～9 (略)	
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	
1～3 (略)	1～3 (略)	
4 通信手段の整備	4 通信手段の整備	

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 通信手段の多様化</p> <p>市は、県及び国と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、県、国、原子力防災センター及び発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p> <p>ア 県防災行政無線の<u>整備</u></p> <p>県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の<u>2重ルート化</u>を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理を行う。</p> <p>イ 災害に強い伝送路の構築</p> <p>市は、県及び国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。</p> <p>ウ 災害時優先電話等の活用</p> <p>市及び県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>エ 衛星携帯電話、<u>(追加)</u>公衆無線LANサービス等の活用</p> <p>市及び県は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、<u>(追加)</u>公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。</p> <p>(2) 専用回線網等の整備</p> <p>県及び国は、原子力防災センター、重点区域<u>(追加)</u>市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等を整備・維持するとともに、県、国、重点区域市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持し、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努めることとしており、市はこれらに協力する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(1) 通信手段の多様化</p> <p>市は、県及び国と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、県、国、原子力防災センター及び発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p> <p>ア 県防災行政無線の<u>多重化</u></p> <p>県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の<u>多重化</u>を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理を行う。</p> <p>イ 災害に強い伝送路の構築</p> <p>市は、県及び国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。</p> <p>ウ 災害時優先電話等の活用</p> <p>市及び県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>エ 衛星携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、<u>公衆無線LANサービス等の活用</u></p> <p>市及び県は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、<u>公衆無線LANサービス等の活用</u>により、通信手段の多重化を図る。</p> <p>(2) 専用回線網等の整備</p> <p>県及び国は、原子力防災センター、重点区域<u>を含む</u>市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等を整備・維持するとともに、県、国、重点区域市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持し、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努めることとしており、市はこれらに協力する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	文言の整理 文言の整理
5 原子力防災対策上必要な資料の整備	5 原子力防災対策上必要な資料の整備	防災基本計画の反映
(略)	(略)	県地域防災計画との整合
(1) (略)	(1) (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 社会環境に関する資料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>即時避難区域（P A Z）</u> 及び<u>避難準備区域（U P Z）</u> に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口 ・区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳 ・区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数 ・区域別（方位別・距離別）高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の概要 ・区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況 ・区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設の入院・入所者数 ・区域別（方位別・距離別）住民等の車両保有状況 <p>ウ (略)</p> <p>エ 避難・屋内退避等に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県原子力災害広域避難計画等 ・柏崎市原子力災害広域避難計画 ・<u>即時避難区域（P A Z）</u> 及び<u>避難準備区域（U P Z）</u> の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避施設に使用できる施設状況 <u>（追加）</u> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(2) 社会環境に関する資料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>P A Z</u> 及び<u>U P Z</u> に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口 ・区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳 ・区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数 ・区域別（方位別・距離別）高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の概要 ・区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況 ・区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設の入院・入所者数 ・区域別（方位別・距離別）住民等の車両保有状況 <p>ウ (略)</p> <p>エ 避難・屋内退避等に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県原子力災害広域避難計画等 ・柏崎市原子力災害広域避難計画 ・<u>P A Z</u> 及び<u>U P Z</u> の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避施設に使用できる施設状況 <u>・P A Z 及びU P Z の区域別（方位別・距離別）コンクリート建物の設置状況</u> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合</p>
<p>第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮する <u>（追加）</u>。</p>	<p>第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮する。</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 原子力防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信障害を想定した情報伝達手段の<u>多ルート化</u> ・被災現場から伝送される映像の活用 ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給 ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認 <p>(3) 避難・屋内退避対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>即時避難区域 (P A Z)</u>からの広域避難 ・<u>避難準備区域 (U P Z)</u>の屋内退避及び必要に応じた避難等 ・要配慮者及び保護責任者への対応 ・住民等に対する避難情報の周知 ・自主防災組織や住民等の参加等 <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング結果の公表</p> <p>　県は、<u>平常時の県内全域における</u>環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリング測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>配慮する<u>よう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 原子力防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信障害を想定した情報伝達手段の<u>多重化</u> ・被災現場から伝送される映像の活用 ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給 ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認 <p>(3) 避難・屋内退避対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>P A Z</u>からの広域避難 ・<u>U P Z</u>の屋内退避及び必要に応じた避難等 ・要配慮者及び保護責任者への対応 ・住民等に対する避難情報の周知 ・自主防災組織や住民等の参加等 <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング結果の公表</p> <p>　県は、<u>平時からの</u>環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリング測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>文言の整理</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>文言の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	文言の整理
<p>第11節 原子力災害医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。 なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、<u>即時避難区域 (PAZ)</u>においては、原子力災害対策指針に基づき、住民に対して事前配布する。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対する<u>スクリーニング</u>及び除染を実施する体制を整備する。</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p><u>(追加)</u> 県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害</p>	<p>第11節 原子力災害医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。 なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、<u>PAZ</u>においては、原子力災害対策指針に基づき、住民に対して事前配布する。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対する<u>避難退域時検査</u>及び除染を実施する体制を整備する。</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p><u>(1)</u> 県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対</p>	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
		防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し

修正前	修正後	修正理由
<p>対策指針を参考に、原子力災害対策重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第 12 節 避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>1 方針</p> <p>市は、県、国及び防災関係機関、原子力事業者と協力し、緊急時に、<u>即時避難区域（P A Z）</u>など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・屋内退避実施体制を整備する。</p> <p>その際、要配慮者及び一時滞在者、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。</p> <p>また、市、県、国及び防災関係機関、原子力事業者は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。</p> <p>2 避難計画の作成</p> <p>市は、原子力災害対策指針及び県が広域自治体として策定した避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示した広域避難計画等を踏まえ、迅速な避難等を行うための本市の広域避難計画を作成する。</p> <p>なお、避難計画の作成に当たっては、主に次の項目を含むものとする。</p> <p><u>(1) 避難先等、避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項</u></p> <p><u>(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項</u></p> <p><u>(3) 避難の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>(4) 屋内退避の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>対策指針を参考に、原子力災害対策重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。</p> <p><u>(2) 県は、市町村、医療機関等と連携して、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第 12 節 避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>1 方針</p> <p>市は、県、国及び防災関係機関、原子力事業者と協力し、緊急時に、<u>P A Z</u>など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・屋内退避実施体制を整備する。</p> <p>その際、要配慮者及び一時滞在者、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。</p> <p>また、市、県、国及び防災関係機関、原子力事業者は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。</p> <p>2 避難計画の作成</p> <p><u>(1) 市は、原子力災害対策指針及び県が広域自治体として策定した避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示した広域避難計画等を踏まえ、迅速な避難等を行うための本市の広域避難計画を作成する。</u></p> <p>なお、避難計画の作成に当たっては、主に次の項目を含むものとする。</p> <p><u>ア 避難先等、避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項</u></p> <p><u>ウ 避難の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>エ 屋内退避の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>(2) 市は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導体制を具体的に定める。</u></p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>県地域防災計画との整合</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難経由所・避難所の整備</p> <p>ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズを十分配慮する。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 県は、新型<u>コロナウイルス</u>感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難経由所・避難所の整備</p> <p>ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに</u>、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズを十分配慮する。</p> <p>また、<u>(削除)</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>災害発生前</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 県は、新型<u>インフルエンザ等</u>感染症等 <u>(指定感染症及び新感染症を含む。)</u>発生前における自宅療養者等の避難について、災害発生前から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p><u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u></p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>
<p>4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県及び市は、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者に対し、入院又は入所している要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請するものとし、病院等医療機関、社会福祉</p>	<p>4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県及び市は、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者に対し、入院又は入所している要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請するものとし、病院等医療機関、社会福祉</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>施設等の施設管理者は、入院又は入所している要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。</p> <p>なお、県は、市及び病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者の協力により、入院又は入所している要配慮者の<u>（追加）</u>受入れ等、施設相互の協力体制を整備する。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難・屋内退避の住民等への事前周知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、避難や<u>スクリーニング</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制等の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、<u>緊急通行車両標章が円滑に交付される事前届出の周知</u>を図る。</p> <p>(11) (略)</p> <p>第16節～第18節 (略)</p>	<p>施設等の施設管理者は、入院又は入所している要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。</p> <p>なお、県は、市及び病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者の協力により、入院又は入所している要配慮者の<u>搬送及び</u>受入れ等、施設相互の協力体制を整備する。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難・屋内退避の住民等への事前周知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、避難や<u>避難退域時検査</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制等の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができる</u>ことについて、周知及び普及を図る。</p> <p>(11) (略)</p> <p>第16節～第18節 (略)</p>	<p>県地域防災計画との整合</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画の反映</p>

第3章 緊急事態応急対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 所管事務</p> <p>ア 発電所の状況又は発電所の事故等に係る情報収集に関すること</p> <p>イ 県、関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>ウ <u>即時避難区域（P A Z）</u>の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備、<u>避難準備区域（U P Z）</u>の屋内退避準備の指示のほか応急対策の検討、調整及び実施に関すること</p> <p>エ 住民等への情報伝達、広報に関すること</p> <p>オ 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する連絡に関すること</p> <p>カ 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置準備に関すること</p> <p>キ 報道機関への情報提供に関すること</p> <p>ク 原子力防災センターの立ち上げ協力及び職員派遣準備に関すること</p> <p>ケ 緊急時地区派遣隊及び広域避難先遣隊等の出動準備及び指示に関すること</p> <p>コ 所管する施設、関係機関等に対する連絡に関すること</p> <p>サ その他必要な事務に関すること</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請</p> <p>(1) <u>専門家</u>の派遣要請</p> <p>市は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、国に対して、<u>専門家</u>の派遣を要請する。</p>	<p>第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 所管事務</p> <p>ア 発電所の状況又は発電所の事故等に係る情報収集に関すること</p> <p>イ 県、関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>ウ <u>P A Z</u>の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備、<u>U P Z</u>の屋内退避準備の指示のほか応急対策の検討、調整及び実施に関すること</p> <p>エ 住民等への情報伝達、広報に関すること</p> <p>オ 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する連絡に関すること</p> <p>カ 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置準備に関すること</p> <p>キ 報道機関への情報提供に関すること</p> <p>ク 原子力防災センターの立ち上げ協力及び職員派遣準備に関すること</p> <p>ケ 緊急時地区派遣隊及び広域避難先遣隊等の出動準備及び指示に関すること</p> <p>コ 所管する施設、関係機関等に対する連絡に関すること</p> <p>サ その他必要な事務に関すること</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請</p> <p>(1) <u>専門的知識を有する職員</u>の派遣要請</p> <p>市は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、国に対して、<u>専門的知識を有する職員</u>の派遣を要請する。</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>県地域防災計画との整合</p>

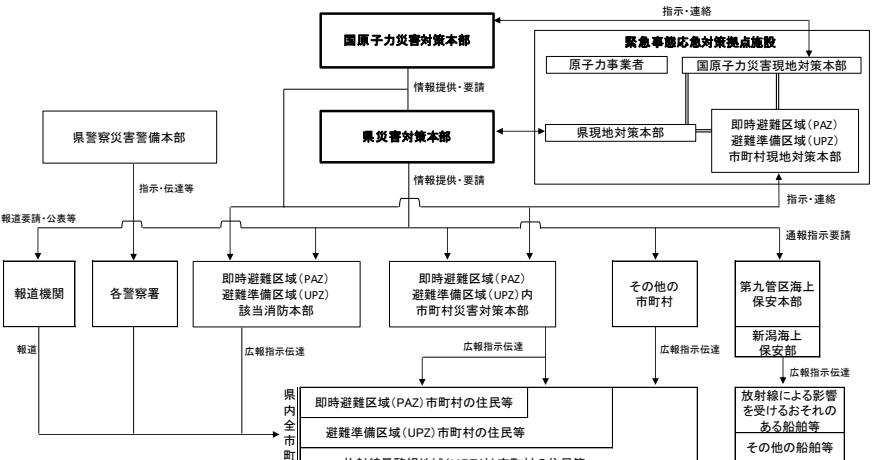
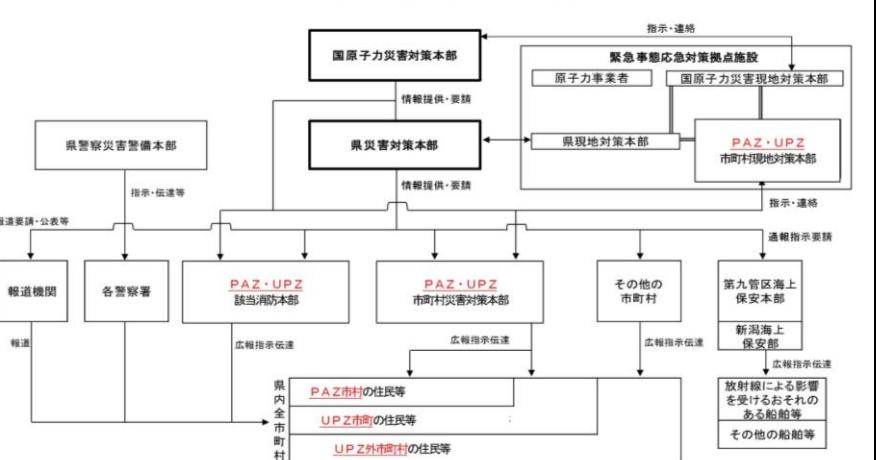
修正前				修正後				修正理由
(2)～(4) (略)				(2)～(4) (略)				
別 表 1 (略)				別 表 1 (略)				
別 表 2 原子力災害対策本部の構成及び分掌事務				別 表 2 原子力災害対策本部の構成及び分掌事務				
部名 (略)	班名 (担当班長)	班員	分掌事務 (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)	部名 (略)	班名 (担当班長)	班員	分掌事務 (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)	
市民生活部	救助班 (市民課長)	市民課員 会計課員	1～5 (略) 7 愛玩動物等の保護に関すること。 9 (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に関すること。 10 (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 11 (原子力災害)被災地住民登録に関すること。 12 (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 13 (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に関すること。 14 (原子力災害)広域避難先遣隊及び広域避難先との連絡調整及び情報収受に関すること。	市民生活部	救助班 (市民課長)	市民課員 会計課員	1～5 (略) 6 愛玩動物等の保護に関すること。 7 (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に関すること。 8 (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 9 (原子力災害)被災地住民登録に関すること。 10 (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 11 (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に関すること。 12 (原子力災害)広域避難先遣隊及び広域避難先との連絡調整及び情報収受に関すること。	誤記修正
福祉保健部	保健衛生班 (健康推進課長)	健康推進課員 ひきこもり支援センター員 介護高齢課員 国保医療課員	1～5 (略) 6 <u>特定児童生徒等の安全確保及び療養支援に関すること。</u> 7 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関すること。 8 (原子力災害)原子力災害医療の協力に関すること。	福祉保健部	保健衛生班 (健康推進課長)	健康推進課員 ひきこもり支援センター員 介護高齢課員 国保医療課員	1～5 (略) <u>(削除)</u> 6 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関すること。 7 (原子力災害)原子力災害医療の協力に関すること。	柏崎市災害対策本部規則との整合
上下水道部	<u>水道下水道情報計画班</u> (建設課長代理)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	(略)	上下水道部	<u>情報計画班</u> (建設課長代理)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	(略)	柏崎市災害対策本部規則との整合

修正前	修正後	修正理由																														
<p>別 表 3 (略)</p> <p>別 表 4 原子力災害合同対策協議会及び防災センター派遣職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th><th>役 割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副本部長（副市長）</td><td>全体会議 原子力災害現地対策本部長</td></tr> <tr> <td>市民生活部総務班員（市民活動支援課員）</td><td rowspan="6">機能班構成員</td><td>総括班員</td></tr> <tr> <td><u>総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）</u></td><td><u>広報班員</u></td></tr> <tr> <td>市民生活部救助班員（市民課員）</td><td>住民安全班員</td></tr> <tr> <td>産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）</td><td><u>運営支援班員</u></td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td><u>(追加)</u></td></tr> </tbody> </table>	構 成 員	役 割	副本部長（副市長）	全体会議 原子力災害現地対策本部長	市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員	<u>総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）</u>	<u>広報班員</u>	市民生活部救助班員（市民課員）	住民安全班員	産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）	<u>運営支援班員</u>	(追加)	<u>(追加)</u>	<p>別 表 3 (略)</p> <p>別 表 4 原子力災害合同対策協議会及び防災センター派遣職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th><th>役 割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副本部長（副市長）</td><td>全体会議 原子力災害現地対策本部長</td></tr> <tr> <td>市民生活部総務班員（市民活動支援課員）</td><td rowspan="6">機能班構成員</td><td>総括班員</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>市民生活部救助班員（市民課員）</td><td>住民安全班員</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>福祉保健部保健衛生班員（国保医療課員）</td><td><u>医療班員</u></td></tr> </tbody> </table>	構 成 員	役 割	副本部長（副市長）	全体会議 原子力災害現地対策本部長	市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	市民生活部救助班員（市民課員）	住民安全班員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	福祉保健部保健衛生班員（国保医療課員）	<u>医療班員</u>	国の原子力緊急事態等現地対応マニュアルの修正に伴う派遣職員の変更
構 成 員	役 割																															
副本部長（副市長）	全体会議 原子力災害現地対策本部長																															
市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員																														
<u>総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）</u>		<u>広報班員</u>																														
市民生活部救助班員（市民課員）		住民安全班員																														
産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）		<u>運営支援班員</u>																														
(追加)		<u>(追加)</u>																														
構 成 員		役 割																														
副本部長（副市長）	全体会議 原子力災害現地対策本部長																															
市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員																														
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>																														
市民生活部救助班員（市民課員）		住民安全班員																														
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>																														
福祉保健部保健衛生班員（国保医療課員）		<u>医療班員</u>																														
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者から発生の連絡があった場合、緊急時対応センター（以下「E R C」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下、「合同情報連絡室」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下、「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、合同情報連絡室等の立ち上げを通知するとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請することとしている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡</p>		<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国は、情報収集事態（削除）を認知した場合又は原子力事業者から発生の連絡があった場合、緊急時対応センター（以下「E R C」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下、「合同情報連絡室」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下、「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、合同情報連絡室等の立ち上げを通知するとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請することとしている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡</p>	防災基本計画との整合																													

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定等に基づき、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関等に連絡する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 国は、警戒事態に該当する事象の発生を認知又は原子力事業者により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、ERCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「合同現地警戒本部」という。）を設置し、県及び<u>本市を始め関係市町村</u>に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとしている。</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 国の事故警戒本部は、<u>即時避難区域（PAZ）</u>を含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、<u>避難準備区域（UPZ）</u>外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>オ 市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、<u>即時避難区域（PAZ）</u>における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。</p> <p>また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、<u>即時避難区域（PAZ）</u>における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、<u>避難準備区域（UPZ）</u>における要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。</p> <p>カ～ケ（略）</p>	<p>ア 原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定等に基づき、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関等に連絡する。</p> <p><u>なお、発電所に異常がない場合の安全情報についても、同様に対応する。</u></p> <p>イ 国は、警戒事態に該当する事象の発生を認知又は原子力事業者により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、ERCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「合同現地警戒本部」という。）を設置し、県及び<u>PAZを含む市村</u>に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとしている。</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 国の事故警戒本部は、<u>PAZ</u>を含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、<u>UPZ</u>外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p><u>この際併せて、気象情報を提供することとされている。</u> <u>国の事故警戒本部は、県及びPAZ内の市村との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。</u></p> <p>オ 市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、<u>PAZ</u>における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。</p> <p>また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、<u>PAZ</u>における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、<u>UPZ</u>における要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。</p> <p>カ～ケ（略）</p>	<p>県地域防災計画との整合（R6能登半島地震を踏まえた防災対策検討会の報告内容の反映）</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、防災基本計画の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について、<u>国の事故対策本部内に情報を共有する。</u></p> <p>国の事故対策本部は、本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。</p> <p>オ 国の事故対策本部は、<u>即時避難区域（P A Z）</u>を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、<u>避難準備区域（U P Z）</u>を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 市は、国の事故対策本部又は県の要請により、<u>即時避難区域（P A Z）</u>における施設敷地緊急事態要避難者の避難及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備を実施するとともに、<u>避難準備区域（U P Z）</u>における住民等の屋内退避の準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難に際しての注意点（避難に必要な持参物や集合場所等）も伝達する。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ 国の事故対策本部は、<u>避難準備区域（U P Z）</u>外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>シ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について<u>官邸（内閣官房）、内閣府、県及び重点区域を含む市町村、県警察に連絡する。</u></p> <p>国の事故対策本部は、本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。</p> <p>オ 国の事故対策本部は、<u>P A Z</u>を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、<u>U P Z</u>を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 市は、国の事故対策本部又は県の要請により、<u>P A Z</u>における施設敷地緊急事態要避難者の避難及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備を実施するとともに、<u>U P Z</u>における住民等の屋内退避の準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難に際しての注意点（避難に必要な持参物や集合場所等）も伝達する。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ 国の事故対策本部は、<u>U P Z</u>外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>シ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>5 全面緊急事態における通報・連絡等</p> <p>(1) (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 市及び県が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の避難者の数及び避難の方針 ・<u>避難準備区域（U P Z）</u>内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 <p>エ (略)</p> <p>オ 市は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言及び原災法第15条第3項に基づく指示を受け、<u>即時避難区域（P A Z）</u>における住民等の避難、<u>避難準備区域（U P Z）</u>における住民等の屋内退避及び避難準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難や屋内退避に際しての注意点等も伝達する。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 県及び国の原子力災害対策本部は、<u>即時避難区域（P A Z）</u>から避難してきた住民等の受入れや、<u>避難準備区域（U P Z）</u>の避難・一時移転先、輸送手段、<u>スクリーニング</u>・簡易除染場所の確保等の防護措置の準備への協力を、U P Z外の市町村に対し要請する。</p> <p>ケ (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>5 全面緊急事態における通報・連絡等</p> <p>(1) (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 市及び県が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>P A Z</u>内の避難者の数及び避難の方針 ・<u>U P Z</u>内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 <p>エ (略)</p> <p>オ 市は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言及び原災法第15条第3項に基づく指示を受け、<u>P A Z</u>における住民等の避難、<u>U P Z</u>における住民等の屋内退避及び避難準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難や屋内退避に際しての注意点等も伝達する。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 県及び国の原子力災害対策本部は、<u>P A Z</u>から避難してきた住民等の受入れや、<u>U P Z</u>の避難・一時移転先、輸送手段、<u>避難退城時検査</u>・簡易除染場所の確保等の防護措置の準備への協力を、U P Z外の市町村に対し要請する。</p> <p>ケ (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p>住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図</p>  <p>新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より</p>	<p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p>住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図</p>  <p>新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>
<p>第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難・屋内退避等の対応方針</p> <p>(1) 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、<u>即時避難区域（PAZ）</u>における避難及び<u>避難準備区域（UPZ）</u>における屋内退避を主とする防護措置を実施する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 避難・屋内退避の実施</p> <p>(1) <u>即時避難区域（PAZ）</u>の住民等への避難指示等</p>	<p>第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難・屋内退避等の対応方針</p> <p>(1) 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、<u>PAZ</u>における避難及び<u>UPZ</u>における屋内退避を主とする防護措置を実施する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 避難・屋内退避の実施</p> <p>(1) <u>PAZ</u>の住民等への避難指示等</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 市長は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備の開始を指示する。</p> <p>また、県は、国の要請等により、<u>避難準備区域（U P Z）</u>外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。</p> <p>イ 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内における避難の準備を行うとともに、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、<u>即時避難区域（P A Z）</u>を含む市村にその旨を伝達する。</p> <p>また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、<u>避難準備区域（U P Z）</u>内における屋内退避の準備を行うとともに、<u>避難準備区域（U P Z）</u>外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>ウ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。また、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で住民等に対し、避難準備の開始を指示する。</p> <p>エ 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の避難等を行うこととし、<u>即時避難区域（P A Z）</u>を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>また、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の避難の実施に併せて、国の要請等により、<u>避難準備区域（U P Z）</u>を含む市村に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう指示するとともに、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認し、受入市町村に対して、<u>P A Z</u>を含む市村から避難してきた住民等の受け入れや<u>U P Z</u>を含む市町が行う防護措置の準備</p>	<p>ア 市長は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、<u>P A Z</u>内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備の開始を指示する。</p> <p>また、県は、国の要請等により、<u>U P Z</u>外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。</p> <p>イ 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、<u>P A Z</u>内における避難の準備を行うとともに、<u>P A Z</u>内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、<u>P A Z</u>を含む市村にその旨を伝達する。</p> <p>また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、<u>U P Z</u>内における屋内退避の準備を行うとともに、<u>U P Z</u>外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>ウ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、<u>P A Z</u>内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。また、<u>P A Z</u>内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で住民等に対し、避難準備の開始を指示する。</p> <p>エ 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、<u>P A Z</u>内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、<u>P A Z</u>内の避難等を行うこととし、<u>P A Z</u>を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>また、<u>P A Z</u>内の避難の実施に併せて、国の要請等により、<u>U P Z</u>を含む市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう指示するとともに、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認し、受入市町村に対して、<u>P A Z</u>を含む市村から避難してきた住民等の受け入れや<u>U P Z</u>を含む市町が行う防護措置の準備</p>	指針の記載に合わせた文言の見直し

修正前	修正後	修正理由
<p>ともに、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認し、受入市町村に対して、<u>即時避難区域（P A Z）</u>を含む市町村から避難してきた住民等の受入れや<u>避難準備区域（U P Z）</u>を含む市町村が行う防護措置の準備への協力を要請する。</p> <p>オ 市長は、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、<u>即時避難区域（P A Z）</u>内の住民等に、防災行政無線等で、直ちに避難をするよう指示する。</p> <p>また、市及び県は、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には国に要請する。</p> <p>(2) <u>避難準備区域（U P Z）</u>の住民等への屋内退避指示等</p> <p>ア 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、<u>避難準備区域（U P Z）</u>内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。</p> <p>また、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、市から出される指示等に留意するよう要請する。</p> <p>イ 県は、国の要請等により、市町村と協力し、<u>避難準備区域（U P Z）</u>内における屋内退避の準備を行うとともに、<u>避難準備区域（U P Z）</u>外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>(3) <u>避難準備区域（U P Z）</u>の住民等への避難指示等</p> <p>ア 知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、市に対し避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、<u>市を通じて</u>、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</p> <p>また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民の受入れを要請する。</p> <p>(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合</p>	<p>への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示する。</p> <p>オ 市長は、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、<u>P A Z</u>内の住民等に、防災行政無線等で、直ちに避難をするよう指示する。</p> <p>また、市及び県は、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には国に要請する。</p> <p>(2) <u>U P Z</u>の住民等への屋内退避指示等</p> <p>ア 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、<u>U P Z</u>内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。</p> <p>また、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、市から出される指示等に留意するよう要請する。</p> <p>イ 県は、国の要請等により、市町村と協力し、<u>U P Z</u>内における屋内退避の準備を行うとともに、<u>U P Z</u>外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>(3) <u>U P Z</u>の住民等への避難指示等</p> <p>ア 知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、市に対し避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、<u>市町を経由して</u>、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</p> <p>また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民の受入れを要請する。</p> <p>(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合</p> <p>イ 市長は、避難区域が特定され、県又は国から避難の要請又は指示があった場合には、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</p> <p>ウ 市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策などについて相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難準備区域（UPZ）</u>内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 	<p>域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合</p> <p>(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合</p> <p>イ 市長は、避難区域が特定され、県又は国から避難の要請又は指示があった場合には、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</p> <p>ウ 市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策などについて相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>UPZ</u>内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 	
(4)～(5) (略)	(4)～(5) (略)	
<p>(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等</p> <p>市は、住民等の避難誘導に当たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、<u>スクリーニング</u>等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>ア <u>即時避難区域（PAZ）</u>における避難の実施</p> <p>市は、避難の指示をした場合、<u>即時避難区域（PAZ）</u>内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。</p> <p>イ <u>避難準備区域（UPZ）</u>における避難の実施</p> <p>市は、避難の指示をした場合、<u>避難準備区域（UPZ）</u>内の避難区域に指定された地区の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。</p>	<p>(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等</p> <p>市は、住民等の避難誘導に当たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、<u>避難退域時検査</u>等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>ア <u>PAZ</u>における避難の実施</p> <p>市は、避難の指示をした場合、<u>PAZ</u>内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。</p> <p>イ <u>UPZ</u>における避難の実施</p> <p>市は、避難の指示をした場合、<u>UPZ</u>内の避難区域に指定された地区の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。</p>	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
(7) (略)	(7) (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p>(8) 屋内退避の実施における留意点 ア <u>避難準備区域（UPZ）</u> 内の屋内退避は、原則自宅等で実施するが、市は、一時滞在者等に対し、必要に応じ屋内退避に供する施設を開設する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>5 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施</p> <p>県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>6 要配慮者等への支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市及び県は、警戒事態が発生した場合、<u>即時避難区域（PAZ）</u> における施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、市は、<u>即時避難区域（PAZ）</u> における施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。</p> <p>なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。</p> <p>また、<u>避難準備区域（UPZ）</u> 内においては、要配慮者の屋内退避を準備する。</p> <p>(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により<u>即時避難区域（PAZ）</u> 内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。</p> <p>また、<u>避難準備区域（UPZ）</u> 内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。</p>	<p>(8) 屋内退避の実施における留意点 ア <u>UPZ</u> 内の屋内退避は、原則自宅等で実施するが、市は、一時滞在者等に対し、必要に応じ屋内退避に供する施設を開設する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査等の実施</p> <p>県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域から避難する際に、住民等に対する避難退域時検査及び除染を実施する。</p> <p>6 要配慮者等への支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市及び県は、警戒事態が発生した場合、<u>PAZ</u> における施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、市は、<u>PAZ</u> における施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。</p> <p>なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。</p> <p>また、<u>UPZ</u> 内においては、要配慮者の屋内退避を準備する。</p> <p>(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により<u>PAZ</u> 内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。</p> <p>また、<u>UPZ</u> 内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。</p> <p>県は、(削除) <u>UPZ</u> 外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針・県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>県は、<u>施設敷地緊急事態が発生した場合、避難準備区域（U P Z）</u>外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>また、市及び県は、全面緊急事態が発生した場合、<u>避難準備区域（U P Z）</u>の住民等の避難に備えて避難車両の手配を開始する。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 感染症流行下での防護措置</p> <p>市及び県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民の被ばくのリスクとウイルスの感染拡大によるリスク双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 避難者及び屋内退避者の生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、町内会・自主防災組織等を通じて、要配慮者等を優先しながら物資を<u>配付</u>する。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国は、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>市及び県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の事項について総合的かつ迅速に取り組むものとする。</p> <p><u>ア</u> 避難指示区域等の設定・見直し</p> <p><u>イ</u> 原子力被災者の避難・受入先の確保</p>	<p>また、市及び県は、全面緊急事態が発生した場合、<u>U P Z</u>の住民等の避難に備えて避難車両の手配を開始する。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 感染症流行下での防護措置</p> <p>市及び県は、<u>(削除)</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民の被ばくのリスクとウイルスの感染拡大によるリスク双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 避難者及び屋内退避者の生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、町内会・自主防災組織等を通じて、要配慮者等を優先しながら物資を<u>配布</u>する。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国は、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>市及び県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の事項について総合的かつ迅速に取り組むものとする。</p> <p><u>ア</u> 避難指示区域等の設定・見直し</p> <p><u>イ</u> 原子力被災者の避難・受入先の確保</p>	
		防災基本計画の反映
		誤記修正
		文言の整理

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ 警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染</p> <p>エ 飲食物の出荷制限・摂取制限</p> <p>オ 放射性物質に汚染された地域の除染</p> <p>カ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>キ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施</p> <p>15 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県緊急時医療本部の設置</p> <p>県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行うこととしている。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア スクリーニング班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等のスクリーニング及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>・警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染</p> <p>・飲食物の出荷制限・摂取制限</p> <p>・放射性物質に汚染された地域の除染</p> <p>・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施</p> <p>15 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県緊急時医療本部の設置</p> <p>県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じて住民検査班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行うこととしている。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 避難退域時検査班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の避難退域時検査及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>

修正前	修正後	修正理由
5 安定ヨウ素剤の服用 (略) (1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 市及び県は、安定ヨウ素剤が事前配布された <u>即時避難区域</u> <u>(P A Z)</u> 内の住民等に対し、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用するよう、伝達する (2)～(3) (略)	5 安定ヨウ素剤の服用 (略) (1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 市及び県は、安定ヨウ素剤が事前配布された <u>P A Z</u> 内の住民等に対し、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用するよう、伝達する。 (2)～(3) (略)	防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し
6 (略)	6 (略)	
第9節 (略)	第9節 (略)	
第10節 緊急輸送活動	第10節 緊急輸送活動	
1 (略)	1 (略)	
2 緊急輸送活動 (1)～(3) (略) (4) 交通・運送事業者による車両調達等 ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。 イ 県は、輸送に従事した者に対し、 <u>スクリーニング</u> 等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。	2 緊急輸送活動 (1)～(3) (略) (4) 交通・運送事業者による車両調達等 ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。 イ 県は、輸送に従事した者に対し、 <u>避難退域時検査</u> 等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。	防災基本計画・原子力災害対策指針・県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し
3～4 (略)	3～4 (略)	
第11節 (略)	第11節 (略)	
第12節 防災業務関係者防護対策	第12節 防災業務関係者防護対策	
1 (略)	1 (略)	
2 防災業務関係者の安全確保 (1) 防災業務関係者の安全確保方針 市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県、国の原子力災害対策本部（又は原子力災	2 防災業務関係者の安全確保 (1) 防災業務関係者の安全確保方針 市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県、国の原子力災害対策本部（又は原子力災	

修正前	修正後	修正理由
<p>害現地対策本部) 及び原子力事業者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動が取れるよう配意する。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>市</u>は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市が管轄する防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保する。</p> <p>キ (略)</p>	<p>害現地対策本部) 及び原子力事業者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動が取れるよう配意する。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>県、市及び防災関係機関</u>は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市が管轄する防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保する。</p> <p>キ (略)</p>	文言の整理
第 13 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第 13 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	R 5 防災基本計画の反映
1～7 (略)	1～7 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p>原災法に基づく第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時) 【新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から抜粋】</p> <pre> graph TD A[原子力事業者 (原子力防災管理者)] --> B[新潟県防災局原子力安全対策課 (新潟県知事)] A --> C[事象発生場所を管轄する市町村長] A --> D[新潟県警察本部] A --> E[事象発生場所を管轄する消防本部] A --> F[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] A --> G[事象発生場所を管轄する海上保安部] A --> H[柏崎刈羽原子力規制事務所] A --> I[経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課] A --> J[国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局車両基準・国際課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣)] A --> K[内閣府 (内閣総理大臣)] A --> L[原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)] A --> M[経済産業省資源エネルギー庁 原子力政策課] A --> N[内閣官房] A --> O[内閣府政策統括官（原子力防災担当）付] </pre> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 ···→ : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p>	<p>原災法に基づく第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時) 【新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から抜粋】</p> <pre> graph TD A[原子力事業者 (原子力防災管理者)] --> B[新潟県防災局原子力安全対策課 (新潟県知事)] A --> C[事象発生場所を管轄する市町村長] A --> D[新潟県警察本部] A --> E[事象発生場所を管轄する消防本部] A --> F[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] A --> G[事象発生場所を管轄する海上保安部] A --> H[柏崎刈羽原子力規制事務所] A --> I[経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課] A --> J[国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局車両基準・国際課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣)] A --> K[内閣府 (内閣総理大臣)] A --> L[原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)] A --> M[経済産業省資源エネルギー庁 原子力政策課] A --> N[内閣官房] A --> O[内閣府政策統括官（原子力防災担当）付] </pre> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 ···→ : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p>	文言の整理

第4章 複合災害対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 複合災害時における応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、<u>原子力発電所立地道府県</u>に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 原子力災害医療の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、複合災害時の救護所運営や<u>スクリーニング</u>実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 複合災害時における応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、<u>関係道府県</u>に対し<u>原子力災害時</u>相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 原子力災害医療の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、複合災害時の救護所運営や<u>避難退城時検査</u>実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>文言の整理</p> <p>防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し</p>

第5章 原子力災害中長期対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に復旧に向けた環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。市は住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>その後<u>平常時における</u>環境放射線モニタリング体制に移行する。</p>	<p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に復旧に向けた環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。市は住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>その後、<u>平時からの</u>環境放射線モニタリング体制に移行する。</p>	
<p>第6節～第13節 (略)</p>	<p>第6節～第13節 (略)</p>	文言の整理